

福祉的な交通の方向性について（骨子案）修正

1. 福祉的な交通の目的の検討

（1）目的

- ①移動制約者の生活支援のための移動確保
- ②高齢者の介護予防のための移動確保
- ③を削除

（2）対象者

- ① 6 5 歳以上の高齢者
- ②しょうがいしゃ
- ③①②以外の要介護者・要支援者・子供連れなどの移動制約者

2. 福祉的な交通手段の活用検討

具体的な交通手段を活用し、移動制約者の移動の確保に向けて検討を行う。

（1）ドア・ツー・ドアの個別輸送

①福祉有償運送（道路運送法第 7 9 条の登録）

○特徴

- ・ 運送者は、N P O 法人、一般社団法人又は一般財団法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会、営利を目的としない法人格を有しない社団（町内会、管理組合等）などである。
- ・ 対象者が限定され、事前登録が必要（付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者）
- ・ 運送区域は運営協議会（法定）で協議が調った市町村で、発着のいずれかが運送区域にあること
- ・ 運営協議会での合意が必要
- ・ 運送の対価はタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く）の概ね 1 / 2 の範囲内であること（距離制、時間制、定額制がある）

○課題

- ・ 実際に福祉有償運送を必要とする人数の把握が難しい
- ・ 福祉有償運送事業者の広報（情報提供）が不十分
- ・ 運転者の確保が難しい
- ・ 福祉車両の購入負担が大きい
- ・ 多摩地域福祉有償運送運営協議会は福祉有償運送の運営に関する協議事項が主で、福祉交通の検討の場にはなっていない。

○取組内容

- ・既設団体の継続性の検証（評価）と運営支援の検討
- ・介護事業所など現場での意見を参考に、福祉交通の情報提供について検討
- ・運転手の募集支援や安全運転講習支援の検討
- ・福祉有償運送事業者の設立支援
- ・市単独の運営協議会設置の検討

②（福祉交通としての）タクシー

ア) 福祉タクシー（道路運送法第4条許可）

○特徴

- ・福祉設備（リフト、スロープなど）を備えたタクシー
- ・誰でもが利用できる。
- ・一般のタクシー料金が基本、プラス貸し出し用車いすなどを利用する場合は別途料金が必要

○課題

- ・大型（ワゴン）であることから、燃料費などかかり、料金は大型タクシー料金になることから、一般の方の利用が少ない。

○取組内容

- ・継続性の検証（評価）と運営支援の検討
- ・福祉交通の情報提供の検討
- ・UDタクシーと併用検討
- ・車両購入補助金（バリアフリー化設備等整備事業、国から1/3補助）の検討

※生活交通ネットワーク計画（生活交通改善事業計画）が必要

イ) 介護タクシー（道路運送法第4条、第43条許可）

a) 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）（4条限定）

二種自動車運転免許があれば、個人、法人でも申請可能、緑ナンバー

○特徴

- ・個人・法人ともに申請可能
- ・身体障害者手帳の交付を受けている者、介護保険法に規定する要介護認定・要支援認定を受けている者、そのほか身体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する者で単独で移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な

者が対象

- ・ 運賃認可を受ける必要がある。
- ・ セダン型の自動車を運転する場合は、介護福祉士又は訪問介護員又はサービス介助士の資格か全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を終了している必要がある。
- ・ 営業範囲は都道府県単位の営業区域

b) 特定旅客自動車運送事業（43条許可）

介護保険法で、介護事業の指定を受けている介護サービス事業者及び身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の支援事業の指定を受けている事業者、二種自動車運転免許が必要、緑ナンバー

○特徴

- ・ 指定訪問介護事業者が申請者
- ・ 利用者は、要介護者であり申請者たる介護サービス事業者との間に介護サービスの利用に関する契約が必要で、特定の市町村から介護報酬の支払いを受ける資格がある者
- ・ 輸送範囲は、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づく、病院・医療施設その他、介護施設、公的手続きのための施設等

c) 訪問介護事業者等の訪問介護員等による自家用自動車の有償運送（道路運送法 78 条許可）

訪問介護事業所又は居宅介護事業所であって、かつ一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可を取得している事業所及びその訪問介護員等（ぶら下がり）、一種自動車運転免許があればいい、白ナンバー

○特徴

- ・ 介護保険の利用者を対象に、ケアプランに基づきヘルパーが行う運送
- ・ 介護保険が適用される。
- ・ 営業用の緑ナンバー車両が 1 台以上必要。

a) ～c) について

○課題

- ・ 実態把握ができていない。

○取組内容

- ・ 既設団体の継続性の検証（評価）と運営支援の検討

- ・実態把握調査の検討
- ・情報提供の検討
- ・タクシー券の利用などの検討

(2) 乗り合い交通

① デマンド型交通（道路運送法の適用）

○特徴

- ・事前に予約が必要（予約受付センターなどの検討）
- ・区域での運行許可
- ・定路線型、自宅近くのバス停から拠点施設までのドア to ドア型など

○課題

- ・事前予約制のため利用者の利便性がよくない。
- ・利用者 1 人当たりの運行経費が、定時定路線型の乗り合い交通と比べ高くなる傾向がある。
- ・需要が多いとその分の経費がかさむ。実施している市町村の殆どが赤字経営である。（武蔵村山市、桧原村など）

○取組内容

- ・他市の状況を調査・研究を行い、専門家の意見等を聴き、慎重に検討を行う。導入に当たっては導入についてのガイドラインを明確にする。

② 福祉バス（小型バス、ワゴン）（道路運送法の適用外）

公的機関が行う場合（市、社会福祉協議会など）

○特徴

- ・登録制
- ・料金無料
- ・利用者限定（65歳以上、子ども連れなど）
- ・公共施設、駅を循環

※福生市、あきる野市などで運行

○課題

- ・登録制の場合利用者が限定される。
- ・利用料が無料であることから、殆ど市の持ち出しになり、運行コストがかさむ。
- ・路線延長が長くなる傾向がある。

○取組内容

- ・他市の状況などを調査・研究し、利用対象の実態調査など慎重な検討
- ・介護予防の観点から介護予防施設利用のための運行及び補助金充当の検討

③地域・地元発意による乗り合い交通（ワゴン、乗用車）（道路運送法の適用外）

○特徴

- ・共助を基本とする。
- ・自治会、町内会、老人会など
- ・会費での運行（交通の対価ではない。基本無料）
- ・ボランティアによる運行管理
- ・継続可能な範囲での運行

○取組内容

- ・地元の発意で行うことが肝要であり、意識の醸成のための施策を検討
- ・居場所づくりなど移動の目的づくり及び支援の検討
- ・市の支援内容の明確化

(3) その他の交通手段

①（公共交通としての）タクシー

○特徴

- ・一般的な公共交通
- ・ドア・ツー・ドアの個別輸送
- ・誰でもが利用できる。

○課題

- ・交通不便地域などで予約しようとしても配車できないことがある。
- ・どこに連絡すればいいのかわからない。

○取組内容

- ・交通不便地域への配車について市又は地域自治会などと事業者との協定を検討
- ・情報提供の検討

②民間救急

○特徴

- ・介護タクシー（福祉輸送限定4条許可）のうちの一形態。緊急性のない患

者等輸送を行う。消防救急（119）と異なり医療行為は不可。

○課題

- ・実態把握ができていない。

○取組内容

- ・実態把握調査の検討
- ・情報提供の検討

3. 公的支援の検討

（1）ボランティアによる自家用運行（有償・無償）の支援

- ①会の立上げ支援の検討
- ②車両の支援の検討
- ③運転ボランティア、会員の募集・登録などの支援の検討

（2）補助金等の拡充の検討

- ①タクシー券
- ②福祉有償運送事業補助

（3）運転免許の自主返納等に対する高齢者の移動手段確保のための支援の検討

平成 29 年 3 月 1 2 日施行の道路交通法改正に伴い、75 歳以上の運転免許保有者に対する制度が変更され、自主返納者が増えることが予想される。

（4）移動困難者の送迎等に、福祉設備を備えた車（リフトカー）の貸出の検討

4. 実態把握と情報提供の検討

○現状・課題

- ・事業者、当事者ともに市での実態把握が不十分
- ・福祉交通に関する情報提供が不十分
- ・福祉交通に関する知識の不足

○取組内容

- ・事業者の客観的な実態把握の検討
- ・当事者の客観的な実態把握の検討
- ・福祉交通に関する制度・事例の調査・研究の検討
- ・福祉交通に関する情報提供の体制づくりの検討

5. 推進体制の検討

○現状

- ・公共交通については地域公共交通会議で検討・推進
- ・福祉有償運送の運営に関する協議事項については、多摩地域福祉有償運送運営協議会で検討

○課題

- ・地域公共交通会議と多摩地域福祉有償運送運営協議会の連携がない。
- ・福祉交通の計画・実行する部署が明確になっていない。

○取組内容

- ・市単独の運営協議会の設置を検討し、福祉有償運送の運営に関する協議事項だけでなく、福祉交通の施策立案の検討を行う。
- ・市単独の運営協議会と地域公共交通会議の情報交換・同一議題の検討を行うことで、福祉交通と公共交通との連携強化を図る。